

身体拘束最小化のための指針  
公益社団法人有隣厚生会東部病院

## 1. 身体拘束の最小化に関する基本的な考え方

日本国憲法第13条前段の「すべての国民は、個人として尊重される。」との規定に基づき、当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体拘束による、身体的・精神的弊害を理解し、緊急やむをえない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

## 2. 基本指針

### (1) 身体拘束の原則禁止

### (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

#### 1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者様または他の患者様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の「3要件」をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

「切迫性」：患者様本人または他の患者様の生命または身体が危険にさらされる可能性があり、緊急性が著しく高いこと。

「非代替性」：身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。

「一時性」：身体拘束が必要最小限の期間であること。

#### 2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意

上記「3要件」については、医師・看護師を含む他職種で検討し、医師が指示し、患者様及びご家族様への説明と同意を得て行うことを原則とする。

#### 3) 身体拘束を行う場合は、当院の「身体拘束マニュアル」に準じる。

### (3) 身体拘束の禁止対象としない具体的な行為

当院では、肢体不自由や体幹機能障害があり残存昨日を活かすことができるよう安定した体位を保持する工夫として実施する行為については、身体拘束等禁止行為の対象とはしない

・整形外科疾患治療用シーネ固定等

・身体拘束等をせずに転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策

① 離床センサー

② 赤外線センサー、起き上がりセンサー

### (4) 日常ケアにおける基本方針

日常的に以下のことを取り組む

#### 1) 患者様の尊厳を尊重し、想いをくみ取り、患者様の意向に沿った支援を行い、多職種協働で丁寧な対応に努める

## 2) 身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める

### 5) 向精神薬使用のルール

薬物による行動制限は身体拘束には該当しないが、患者様・ご家族に説明を行い、同意を得て使用する。

## 3. 身体拘束最小化のための体制

### 1) 身体拘束最小化チームの設置

院内に身体最小化対策に関する「身体拘束最小化チーム」（以下「チーム」という）を設置する。チームの構成は、医師・看護師、薬剤師、社会福祉士・セラピスト・事務員をもってメンバーとする。

### 2) チームの役割

- ・身体拘束の実態把握と管理者を含む職員に定期的に周知徹底し、身体拘束最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ・定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知し活用する。
- ・身体拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。

## 4. 身体拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、定期的な教育研修（年1回）を実施する。

（新規採用時にも必ず実施する）

## 5. 身体拘束を行う場合の対応

患者様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束をおこなわなければならぬ場合は、多職種によるカンファレンスを実施し必要と認めた場合に限り、医師は身体拘束の指示をする。

医師は同意書を作成し、事前に患者様・ご家族様に説明し同意を得る。

身体拘束中は、毎日、身体拘束の早期解除に向け、身体拘束の態様及び時間、患者様の心身の状態を記録し、カンファレンスを実施し、継続の必要性を評価する。

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

## 6. この指針の閲覧について

身体拘束最小化のための指針は、いつでも患者様・ご家族様が閲覧できるようにする